

一五七、——第四五三條に豫見したる虚偽通貨の犯罪の關係に於て議會の委員會は某委員の明示したる希望を承認せり、夫れは、贋造貨幣の大なる價值は第六一條第七號の規範に依る加重情狀を構成すよりも寧ろ罪の構成要素として豫見せらるることを特別に規定し、以て刑を高上せしめんと云ふに在り、是即ち競合したる減輕情狀の優越を思料することを透し刑の加重の除去せらるるを阻止せんと目的に依るものなり

贋造貨幣の高級價值が著しき財産上の損害を招きたる場合に於て刑の四年より十六年の間に擴大し得ることを考察し臣には充分と思惟せられき

偶々競合したる減輕情狀の優越を認め、斯くて加重と減輕との間の相殺を定むることを裁判官に准じたる權能は一般の情狀組織の正規の歸結なり、罪の重輕及び犯人の人格の完全且總括なる評定を司法官に一任する所とす

一五八、——議會の委員會は偽造者の方面の貨幣行使の場合を第四五六條に豫見したる加重情狀の中に含有せしめんことを提議せり

臣には一八八九年の法典の標準を維持することが一層機宜にして且組織上一層正確と思惟せらる、之に依れば偽造者の方面の行使の所爲は、恰も偽造文書の行使に關し公文書の虚偽に於て到來する所に類し、贋造の犯罪の關係に於て併合罪をも亦加重情狀をも構成せず、然らずば法外の刑を適用するこ

とを要すべし

他の一の機宜のに非ず寧ろ組織の考察を眼前に保つことを要す、贋造は決して夫れ自體が目的には非ず、故に又之を罰するとき目的を實行するに至れる所以の其行使を更に分離して罰することを得ず、貨幣を贋造する者は明に之を贋造することの快感の爲に非ず却て之を行使する爲又は別異に之を流通に置く爲に行動す、されば包括したる同所爲に因り贋造者兩次罰することは實に過度なるのみならず尙又非論理たるべし、臣は嘗て既に警告せり、加重情狀を合理に承認し得る爲には一定の犯罪に固有なる正規の活動に關し一層重要な又は別異の利益を害する非常の或もの「Coin」を表現することを要す、夫れ然り、若し貨幣の贋造が同貨幣を行使する爲行はるるに至るとせば行使者が同贋造者たる事實に於て加重情狀を認むるは不適當たるべし

一五九、——善意收受の贋造貨幣の行使の犯罪(第四五七條)に對し、亦偽造又は變造の印紙の使用の犯罪(第四六四條)に對し、又同様に第四六六條に豫見したる犯罪に對する如きも、議會の委員會の某員は斯る罪の主觀必然要素を、「虚偽を認識したる後」と云ふ投入句の添附に依り明白に指示せられんことを欲せり

されど斯る明白なる指示は過剰たるべし、何となれば虚偽は此等の犯罪の構成要素なるが故に故意の一般觀念の要求する所として犯人の意識に現在たることを要するを以てなり

一六〇、——議會の委員會は贋造度量衡所持者(第四七二條)に對する刑を高上せんことを提案せり
 されど法典は既に一八八九年の法典第二九四條に脅示したる所より著しく一層重き刑を設けたる
 ことを注意すべく、又同じく此犯罪は贋造度量衡使用の場合にありては、第五一五條に豫見したる商業
 に於ける詐害と競合し得ることを考察すべきなり

一六一、——官文書の實質又は無形の虚偽の犯罪(第四七六條及び第四七九條)に對し、議會の委員會に
 は、公又は私の損害の可能と云ふ(一八八九年の法典の要求したる)要件を添附することが機宜ならんと
 思惟せられき

茲に之を反覆せざる、臣をして説話中の要件を排除するに至らしめたる理由は確定草案に關する臣
 の報告書(五一二號以下)の中に既に之を長々と説明せり、眞摯且故意の所爲に係るときは一切の場合に
 於て文書の證明力に專屬する公の信用を減損するが故に、官文書の虚偽の中には單に損害の可能力の
 みならず常に現實の損害存在す、又其他の公又は私の損害の可能性に付ても、そは同じく始終存在する
 所なり、其現行法典の適用に於ても此要件は總て其實地の重要性を廢絶するほど迄論理解釋の自由を
 以て承認せられたり、他の一方に於て、縱令要件を反覆せずとも、絶對に何の損害をも惹起し得ざる官文
 書の虚偽の場合を想像するとき、斯る設例に於ては、或は罪の同一實質を缺くべく、即ち客觀の意味に於

ける虚偽存在せざるべく、或は故意を缺くべく、例へば四月の無害の魚を慰む目的に依り官憲の模倣命
 令を擴むるとき、の如くなるが故に如何なる裁判官と雖も犯罪の存在を思料せざるべきことは之を疑
 ふ能はざるなり

一六二、——特に官文書に於ける官吏所犯の無形の虚偽の犯罪(第四七九條)に關する所に付き、政府の委
 員會は、最初に、官文書に於ける實質虚偽の刑より一層輕き刑を以て其所爲を罰せんことを提案せり

此提案の理由を臣は了解せず、兩所爲は同様の重さなり、双方共同様の實效を以て文書の公の信用を
 裏切るなり、故に又同一の制裁を要求す、現行法典は第二七五條の關係に於て第二七六條に同一の標準
 を適用せり

第二段に委員會は、著しき損害を夫れより生ぜざりし所の無形虚偽に對する刑を減少せんことを、臣
 に勸告せり

されど此提案は法典の採用したる組織の標準と相反する標準より出發す、法典の標準に據れば文書
 の公の信用に依る社會の利益を害する以上官文書に於ける虚偽は常に損害を生ずるものなり、加之さ
 る場合には減輕の一般の情狀其適用を見るを得べし

一六三、——公の必要上の役務施行者所犯の證明書に於ける無形虚偽の犯罪(第四八一條)の順序に於

て議會の委員會は、律師の證明書は醫師の證明書より輕微なる重要を有するが故に其證明には別の考察を施し以て之に關する虚偽は一層輕き刑を以て之を罰せんことを提案せり

然れども總ての場合に於て公の必要上の役務施行の證明に係るが故に、審査中の個條に在りては總て同一の實質と同一の法律對象とを有する設例を豫見したることを注意すべきなり

律師の證明書若し虚偽ならんか公官憲及び私人を錯誤に陥れることを得る以上其證明書が他のものより重要輕少なりとは立證すること能はざる斷言なり

更に本規定の脅示する刑の限界は裁判官に個々の所爲の具體的實在を適當に評定することを得せしむ

一六四——私文書に於ける虚偽の犯罪(第四八五條)に對しても亦前に官文書の虚偽に對したる如く、議會の委員會は、一八八九年の法典第二八〇條の文例に兩く復歸しつつ、公又は私の損害の可能と云ふ要件要求せられんことを欲せり

然れども私文書 *scriptura privata* は(兩く法律上證明效力を有する)一の『證據物 *documento*』たるべきが故に、其證據物は行使を爲すべきが故に又其行使は證據物を紙片 *scripta* として採用することに存せざるが故に其結果、公又は私の損害の可能性は必然私文書に於ける真正且固有の虚偽を有する總ての設例に於て存在す

故に此犯罪に關する規定を變更すべき場合と思惟せられず

一六五——自己又は他人の人物の同一(識別)又は資格に付き虚偽の指示(譯者註法典曰言明)の犯罪(第

四九六條)は、議會の委員會の思惟に依れば、單純違警罪に變形するを要すべし

然れども夫は法典の編纂に襲用したる體系に反すべし、法典に依れば現行法典第四三六條に於て合併考察したる兩設例を分離し、以て一般性の拒絕に違警罪の性質を維持し(譯者註法典第六五一條)又之に反し虚偽言明の設例を犯罪として定罪せり、事實、欺罔の中には暗に詐害の意圖を包藏し、其事は所爲に犯罪の名を附することを正當視せしむ、更に此設例は明に他の一より尙一層重大なり、何となれば其所爲は官憲に對する尊敬と服従との責務に背反し、且其故に權威の原則を保護する爲法典の採用したる標準に照應し適當なる刑を要求するを以てなり

委員會は更に、本規定を人物の同一(又譯識別)及び身分に付ての指示の要求に制限し、以て『又は其他の資格に付き』の辭を削除せんことを提案せり

單に人物の同一及び身分のみならず更に尙其他の資格の正確なる情報を有することが正當に官憲を利益し得ることより視て何が故に斯る削除に到達すべきかを臣は了解せず、一八八九年の法典第四三六條は、名氏、身分、職業、出生地又は居所『又は人物の其他の資格』と記載し、別異に規定せず、臣が一層正確にして且綜合ならしめたる此文例は決して疑義をも亦委員會の處れたる過剰をも生ぜしめざるな

第八章

公の經濟、工業及び商業に

對する犯罪に就て

一六六、——確定草案第五〇九條は投機掛引 *speculation* を何等特別の目的を要件とすることなく、損害とよりも寧ろ危険の犯罪と看做せり

因て、虚偽誇張又は改悪の情報を流布する者は證書又は證券の正規の流通に妨害を惹起する目的無しとするも、又實際妨害の實現せざりしときにも完全犯罪の名義に依り且輕からざる刑を以て之を罰するに至らしめたり

一層注意したる考察臣をして前述第五〇九條法典第五〇一條の第一項を變更するに至らしめたり、因て、證券又は商品の内國市場を攪亂する目的を危険の犯罪構成要素として要求せり、是即ち公市場又は商取引所に於ける價格の騰貴又は下落を詐害に惹起する目的を述ぶるに止め、且其騰貴又は下落の事實上實現したることは之を要求せざるものとす、爰に若し商品又は證券の價格の増加又は減少事實

上實現せんか、既遂の必要を要求する、損害の犯罪として投機掛引の犯罪は之を第五〇一條第二項を以て罰す

臣を此變更に誘ひたる理由は主として次の事項を避くる必要に存り、法律の實地の適用に當り、取引所の雰圍氣中に於て容易すく實現し、且嘗て故意に非ず寧ろ過失即ち架空の意志に天然の悲觀の性癖に、熟考心の狭少に基き、充分考査せざる情報を輕忽に流布する所爲を投機掛引の犯罪として法典の制裁の下に陥らしむるに終ること是なり、理論に於て又尙一層實地に於て、事實微妙且何より繊細なるは危険犯罪に於ける危険の故意と損害及び危険の犯罪に於ける故意及び過失との間の區別是なり、一は、事實、單に知覺のみならず尙其他危険を生ずる意欲に存在し、他は事實上之を生ずる意欲無しと雖も危険の知覺に存在す

次に草案第五〇九條第一項の犯罪の設例を違警罪の一設例に更改する場合は存らざりき、何となれば茲に總ての他の違警罪に於ける如く、故意の設例を過失の夫れより區別すること能はずして、結局説話中の情報の過失流布をも同じく單純なる違警罪の名義に依り罰するに至るべきが故なり、是正しく惡意無く犯したる所爲に對する刑事の干與に歸する脅迫を以て公の信用に對し巨害に非ざる歸結を以て容易に動援する雰圍氣を攪亂せざる爲臣之を避けんことを欲せり

一六七、——議會の委員會、契約外の目的に因る閉鎖及び罷業の犯罪第五〇三條に因る刑に面し勞働

供給者と労働者との条件を同等にせんことを提案せり。然れども委員会の排除せんと欲したる區別は既に此事項の根本たる組合法 = *loi syndicale* の中に存り、且罷業に比し閉鎖の生ずる明に一層重大なる經濟上妨害及び社會上危険の正當且現實なる評價に相應す。

一六八、— 労働裁判官の決定の不遵守の犯罪(第五〇九條)に付ては注意を爲す所とは成らざりき。されど法典に於て労働に關する刑事の保護を一層完備せしむる目的に依り、労働裁判官の決定の不遵守の設例外に労働供給者又は労働者の方面より労働契約に包含する取極めの不履行の設例を臣は豫見せり。即ち今日迄一九二八年二月二六日勅令第四七一條に豫見せらるる設例なり。

一六九、— 商業施行上の詐欺の犯罪は第五一五條に明言する如く止だ動産物の關係に於てのみ之を犯すことを得。此犯罪は不動産物の關係に於て之を犯す能はざるを明瞭と思料するの故に議會の委員會には右の明白なる記載無用と思惟せられき。然れども委員會の高貴なる學識に執りては明瞭なることを得と雖も法律を適用し及び遵守する總ての者に執りては爾あらざることを得、尙單に『物』と云へる一八八九年の法典第二九五條の適用に於て

其規定が果して亦不動産に關し得るかに付き疑義を生じたることは眞實なり(譯者註、伊舊刑第二九五條、凡そ自己の商業の施行に於て或物として他の物を…引渡し云云)

第九章

公德及び良俗に對する犯罪に就て

一七〇、— 本章第一節は性の自由に對する犯罪を以て構成せらる。所論の犯罪部類の法律上對象に付き此稱呼は議會の委員會の協賛に遭遇せざりき、其故は、其所見に依れば、性の自由は存在せざるを以てなり、又其故は此罪を以て自由に非ず寧ろ人格の精神利益節操其他及び物質利益有形現狀を攻撃するを以てなり、因て委員會は、若し一八八九年の法典第二編第八章第一節の題名譯者註、該題名強姦未成年者の墮落及び猥褻の犯罪に復歸することを擇ばずば、前述の題名を他の『性の犯罪』又は『性關係に對する犯罪』に換へんことを勸告せり。されど『性の犯罪』と云ふは被害の權利に觸れず却て止だ動體のみ又は物質上の所爲のみに觸るる以上、法律上と云はんより寧ろ文學上の語法たることを注意すべきなり。次に若し性關係に對する犯罪と云はんか問題を解決することなく且此犯罪の法律上對象を指示す

ることなく、拐取に於ける如く存在せざることをも得る所の性の『關係』を更に前提とするが故に問題は其位置を轉するに至るべし

現行法典は此難問を遁れたり、何となれば談論中の犯罪の法律上對象が何たるかを述ぶることなくして止だ其各個の法律上名稱 *nomen juris* のみを指示するに局限したるを以てなり

談論中の犯罪は暴行又は詐害の特性を有す、茲に彼も此も均しく自由を、而も適切に權利及び社會習慣の範圍内に於て自己の身體を性の目的に自由處置することに存する其自由を害す、又實際に人の法益中此自由の存在することは之を否定する能はず

終に性の自由に對する犯罪が有形現狀又は節操を攻撃すと云ふは精確に非ず、例へば拐取に在りては此をも彼をも攻撃せず又は攻撃せざることを得、但性の目的に依り犯したる自由の制限存する範圍に於て性の自由は、之を攻撃す、節操に於ける凌辱は本章第二節の包有する犯罪の中に之を考察す

一七一、——議會の委員會、肉の暴行の犯罪第五一九條は二名又はより多數の之を犯すときは加重したるものと爲さんことを提案せり

法典は合同したる犯行の一層重大なる危険性は止だ五名又はより多數所爲を犯したるときのみ、原則として、之を承認す(第一一二條第一號)

明に防衛の滅殺さるるとの觀念に依りて動きたる委員會の提案を支持するに付き確に尊重すべき

理由を缺かず、されど、肉の暴行の犯罪に對し法律の設けたる限界三年乃至十年は既に裁判官に總ての場合に於て刑の具體的適用に當り個々の所爲の種々なる重輕を斟酌することを同意したるが故に、新なる加重情狀を以て法典の組織を補充するは臣には機宜と思惟せられざるなり

一七二、——確定草案は猥褻なる出版物の犯罪と猥褻なる出版物及び興行の夫れとを二の異なる個條に豫見せり

此分離を維持すべき何等の理由存らざるが故に、加之其刑同一なりしが又同一なるが故に臣は之を法典第五二八條に合一せり

一七三、——近親者の魅惑 *lanocinio* に對する六月乃至四年の懲役の刑を議會の委員會は餘りに愛想好しと思惟し、因て會は其最低を一年に高上せんことを提案す(第五三二條)

是一般方法に依り高上せりとて個々の罪に對し設けたる刑を過度と認めたるとは異り、委員會が之を強大する爲臣を勧誘したる場合の一なりと雖も臣は其希望に讓歩すること能はず

魅惑の種々の態様に對する刑例は事實、夫等の一に對する刑を變更せば再び他の總てに對する刑に觸るることを必要とする方法に依り其間を整理したり、尙、三千乃至一萬リールの罰金に併せたる、最低の懲役六月より發し而して四年に至ることを得る刑を所論の犯罪に對し不適當なる刑なりと云ふを

得ず若し淫賣に誘導せらるる者が丁年者たるを要することを眼前に保たらんには尙一層なり
次に委員會は之に對する刑の輕き單に賣淫を容易にするのみの所爲は之を賣淫に誘導する所爲と
同等ならしめんこと又は少くも嫌厭すべき醜態を表はすこと少からざる幫助の場合に付き一層嚴格
なる懲罰の保證を採求せんことを欲せり

されど法典の調節に於て魅惑の犯罪は總て(一)層重き誘導と(二)層輕き幫助との二様の設例に形象し
たることに注意するを可とす故に若し其等の一を變更せんか再び其總てに觸るることを要すされど
一方に於て臣の思惟する所に縱し最も嫌厭すべき醜態が漸進を容るとするも第一の設例の一層の重
大性を否むべきに非ず又果して此區別存らんか刑が第一の場合に一層重く又第二に一層輕きは道理
に合す

一七四、— 第五三九條に於て罪の心的要素に關する一般原則の排斥を一層輕くする目的に依り被
害者の年齢限界を十六歳より十四歳に臣は低下せり
伊太利の多數の地方に於ける幼者發達の早熟は十六歳の限界が具體的の場合の實際を正當化せざ
る嚴格を生ぜしめ得べきことを明白と爲せり

一七五、— 性の自由に對する犯罪及び未成年者の墮落の犯罪は専ら被害者の告訴を待て罰すべき

ものとす但一度提起したる告訴は之を取消すことを得ず(第五四二條)

議會の委員會には此取消不可能は危險と思惟せられ辯論の開始に至る迄其取消可能に同意せんこ
とを提案せり

此提案を臣は採用すべきものとは思惟せざりき何となれば此取消不可能は醜惡なる和解と嫌厭す
べき強請とを避くる目的に依り設けたるものなるを以てなり此倫理上及び法律上の利益は被害者及
び一族が所爲を隱蔽する利益の上に優越す況んや告訴提起後は縱し之を取下げ得るも隱蔽は殆んど
常に空想たるべきに於ておや

尙此規定は豫備草案に關する所見を徵せられたる諸團體 || Corps 及び諸組合 || Entes の全協賛に遭遇
せり

一七六、— 議會の委員會は性の自由に對する犯罪及び未成年者の墮落の犯罪に於て被害者との婚
姻が同罪に共同したる者に付ても亦罪を消滅すること(第五四四條)に賛成ならざりき委員會注意す
る其等の者は醜惡なる目的に因り罪に加功したることを得又斯くして戀愛の情慾に於て減輕を見出
さざるべき筈なりと

此種の罪は必ずしも正犯に『戀愛の情慾』を含有せず其者等は惡癖に因り又は其他の醜惡なる刺戟
に因り行動するを得と答ふことを得此規定の基礎に立つものは社會上の理由にして感情上の理由

に非ず

次に一の『減輕』に非ず、寧ろ罪を消滅する客觀性の被害者の利益に因り認めたる理由に關係す、而して若し客觀原因の力に依り罪消滅せば共同加功者の何人の負擔にも殘存することを得ず、同一の原則は一八八九年の法典第三二條の中にも採用せられ、而して其適用に付き決して何等の不便をも醸さざりき

第五五四條より保安處分を適用せざることを記載を臣は除去せり、其故は草案第二一六條法典第二一〇條に齎したる變更後無用と成れるを以てなり

第一〇章

子孫の保全及び健康に對する 犯罪に就て

一七七、——法典の分則の組織全體に付き最も注意したる修正は臣をして『子孫の保全及び健康に對する罪』と云ふ名稱の下に犯罪の一新部類を立つることを決斷するに至らしめき、其中には、生殖の無力惹起の犯罪、生殖に反する實行法の激勵の犯罪(草案第五三九條)、微毒及び痲疾の傳染の犯罪(草案第五八

八條)及び墮胎の犯罪(草案第五九四條以下)其最も正確なる體系上の位置を見出せり

第一段に、實際所謂 *Martius* 主義の實行法が禁止せられ、且公德及び公良風俗保護の排他利益に依り處罰せらるるに至り得るとは臣には觀えず、尙更其中に節操若くは性の名譽に對する凌辱を認むることとは正確と臣には觀えず

之に反し、斯る實行法の定罪の然るべき主たる理由は、子孫の繼續及び保全に付き、人種上の單位として國民の有する利益に對する攻撃の中に之を見出すべきものと臣には觀らる、眞實、生殖の源泉を廢棄し又は不毛と爲すことに向ふ總ての行爲が之を構成する現在及び將來の出生系統に於て種族の生命其ものに對する加害、又其故に人種上より觀たる社會の存在其もの即ち國民の存在に對する攻撃なることは疑ふを得ず、此利益の攻撃の傍に公德及び社會の良風俗に對する攻撃として刑事の保護を價する他の特種利益に對する毀損の存在することは之を否定せず、只管總ての他の利益に對する攻撃よりも國民及び國家の生命の根本要素たる種族の保全及び繼續に對する攻撃の優越することを肯定せんと欲するなり

類似の理由は臣をして、確定草案が不機宜に個人の生命及び安全に對する犯罪の中に、反對に、配置したる微毒及び痲疾の傳染の犯罪を新に設けたる章の下に置くに至らしめたり、實に微毒は又或意に於て低き階級とは云へ同じく痲疾も種族の變質の最大製造者の一と看做すことを要するが故に微毒の惹起する傳染は常に國民及び國家の根本要素と信ぜらるる子孫の健康の利

益に對する攻撃として考察せざるを得ずと臣には觀えたり。終に尙之も同じく草案が個人之生命及び安全に對する犯罪の中に列したる惹起したる墮胎の犯罪を新なる章に移置するを機宜と臣は思料せり、是即ち墮胎を惹起するは個人及び種類之生命永久の源泉たる母性に加害し以て種族及び斯く國民及び國家之生命其ものに對する攻撃を現實に構成することの考察に基くものなり。

國家及び國民之人口之利益に對する攻撃の傍に、例へば未だ一之生命には非ずと雖も常に生命の期待 *spes vitae* たる出生之生命之利益に對する攻撃、母之個人之生命及び安全之利益に對する攻撃、親族及び社會之德義及び良俗之利益に對する攻撃の如き、他之利益が所謂墮胎之實行に因り攻撃せらるるに至ることは亦之を否定するを欲せず、然れども其他之總てに對し子孫之繼續を保障するに付て國民之利益に對する攻撃が優越することは確實なり、子孫無くば結局國民及び國家之存在之人格之基礎其ものを缺くに至るべし。

犯罪之此章は近く設けられたる所にして、次に國家之人民、尙一層精確に人種即ち國民としての觀點より考察したる社會之人民を構成する個人全體之集合體としての意味の「社會之利益を攻撃する所之犯罪」の中に置くを機宜と認め得べく、臣に觀えたり、其爲臣は、此章を公德及び良俗に對する犯罪第九章の次に、又家庭に對する犯罪第十一章の前に配置し、此に依り法典第二編を構成する章を十三に増加せり、長らく熟慮したる此立法上之更新が種族之繼續及び健康之保護に依り、伊太利國民之發達及び繁榮

に對し一之根本之條件を見んと之の同感に遭遇する爲ならんことを臣は祝福す。

一七八、——所謂 *Martius* 主義之實行法に付き、該實行法之激勵之所爲法典第五五三條の外若し然る規定之實地執行に確に遭遇すべき重大困難が臣を抑止せずば、他人に其實行法を履行する者にも亦定罪を擴張することを企畫せしことは、既に草案に關する臣之報告書(五〇〇號)に之を告示せり。更に再び問題之審査を執るに當り、右之困難は單純なる激勵之犯罪より一層甚だ重大なる所爲之定罪を阻止せざるべしと思惟せられき、更に又其定罪を缺くに於ては反受胎之醜惡なる技術之専門家之危險なる一部類發生すべき以上、其定罪之機宜なることを心證せり、例へば若干之所謂放射施行室に於て性的無果之取得に向へる適用之煩煩に行はるることは既に人之知る所にして、又之に關する衛生之監視は事實執行せらるる如く注意深く且活動なりと雖も刑事上之適當なる處置を缺くときは充分に之を抑止する能はず、又同じく、肉交之能力を殺くこと無く避妊を獲るに付き、埃太利之一専門醫之案出したる、輓近之方式に想到すべきなり、此方式たるや利己者及び敗德者に特殊之誘惑を給し、而して其適用は歐羅巴及び亞米利加之諸國に流布しつつあるに據り、種族之保存に對し一之新なる危險を表現す、故に繁殖之排斥を目標とする不吉なる行爲に對し可能にして且最も斷乎たる鬭争手段を備へざる刑法典は新伊太利國之人口政策之管理に相應せざるべし。

其爲に臣は一之新なる規定第五五二條を設けたり、之に依れば、凡そ男子又は女子之身體に其承諾を

以て之を生○殖の無○力と爲すに向へる行爲を履行する者は六月乃至二年の懲役及び千乃至五千リール
の罰金を以て罰せらる

自己の身體に斯の如き行爲を履行することを承諾したる者は同刑に服す
若しネオ・マーサス主義の横道が伊太利の境界を越えるに至らんか、右の方法に依り第五二條及び
第五三條を以て該當する所の取扱に會ふべし

一七九、——法典の第五四條に相當する確定草案第五八條は、微毒又は結核に感染しながらも
其状態を隠蔽し以て人に傳染の危険を惹起すべき或行爲を履行する者の所爲を罰せり

議會の委員會結核に關する規定の部分を削除せんことを提案せり

臣は此提案に左袒せり、同じく醫學の現状に於ては果して結核が眞に傳染性を有するか、又果して患
者の履行したる所爲を介し他人に感染し得るか全く確實に非ざるの故を以てなり

同委員會は、性關係に由來する傳染の場合女子の答責ほど夫れ程男子の答責の疑無きことの結果を
生ずるやう本條の文例を修正せんことを勸告せり

されど此點に付き何等の疑義をも生じ得るとは臣には思惟せられざりき、能動主體は『凡そ』(又譯何
人を問はず *chinqué*)とありて單に男性の者のみに非ず、受動主體は『人 *falmo*』とありて單に女子の
みに非ず、次に『人に傳染の危険を惹起すべき或行爲を履行する』の所爲は確に男子の履行し得る行爲を

排他含蓄するに非ず

次に所論の規定を再審査するに當り、豫備草案は總ての花柳病を一般に豫見したるに拘らず確定草
案には性病の考察を止だ微毒のみに餘りに狭くせることを感得せり

新定罪の目的は種族の將來に健康上有害なる影響を有するに足る疾病を遺傳し得る所以の所爲を
豫見し且懲罰するに在り

扱、微毒が果して此の方面より視て確に最も險惡なる疾病の一なりとせば、痲病も亦同じく人民の健
康なる發達を甚だしく妨害することを得

此疾病は、醫學に據れば、男子にも女子にも同じく不生殖の原因たることを得、故に又保護せんと欲す
る利益に對し相當重大たり得る危険を表現す、そは更に關節炎、腦脊髓炎及び失明の如き他の癡篤質の
發生に廣く寄與す

故に痲疾の傳染をも亦懲罰するの理由あり

然りと雖も、微毒に付き定めたる所と異り、所爲の可罰性の爲には單に傳染が現實に立證せられたる
のみならず、尙之が爲最重身體傷害即ち確實又は蓋然に不治の疾病又は其他第五八三條第二項に豫見
したる結果の一を生じたることを要求するを機宜と思料す、此條件無くば刑事保護の對象たる利益に
對し何等の危険を表はさざる所爲までを罰するの誇張に陥るべし

故に臣は第五四條に右に示す意味に於ける一の新しき規定を加へたり

終に臣は死の結果の豫見を削除せり何となれば微毒及び痲疾は其自身死の即時且直接の原因に非ざるを以てなり

第一章

家庭に對する犯罪に就て

一八〇、——重婚の犯罪の時効の期間に付き特種の起算設定せらる此期間の起算は事實二個の婚姻の一解除せられ又は第二の婚姻重婚に因り無効と宣告せられたる日より開始す若し斯の如く爲さずば期間は第一五八條の規範に依り罪の遂行の日より起算すべし確定草案に關する臣の報告中(六二〇號に既に次の如く説明せり最も權威ある學說と共に重婚の犯罪には罪に續く反法状態を終熄せしむる犯人の意思に拘らざる恒久に非ずして即成の性質を認むるが故に同犯罪の時効に對し其特別の性質に鑑み恒久又譯曰永續罪の時効に對して定めたる所と類似の規範を課することを機宜と認めたり而して之に付ては議會の委員會何等の注意をも施さざりき之に反し會は思料すらく重婚の犯罪の時効に關する規定は或場合に於て他の原因に基き既に消滅したる罪の時効を承認するの矛盾を測定することを得と事實第五五六條の規範に依り罪は第一の婚

姻の無効の宣告又は重婚と異なる原因に基く第二の婚姻の無効の效力として消滅するに至るが故に時効の爲の期間は正に罪の消滅したる時期より起算し得べし

然れども推定に係る右の不統一は臣の所見に依れば一の曖昧語に基く所とす其實第五五六條は無効なる先婚姻に關聯し第五七條は之に反して死又は離婚に因り解除せられたる婚姻に關す更に第五五六條は重婚と異なる原因に因る第二の婚姻の無効の場合を認め第五七條は之に反して第二の婚姻重婚に因り無効と宣告せられたる設例を表現す

此兩規定を正當視するに付ては他の説明を要せずと思惟せられき之を支援する理由は總ての點に付き草案に關する臣の報告書六一二號以下に悉く之を披瀝したるに因り尙更なり

一八一、——確定草案第五七條法典第五八條は先の婚姻の存在より生ずる所と異なる障害の存在を相婚者に「知らざらしむること」を以て犯したる錯誤又は欺罔に依る婚姻の誘導を婚姻が秘したる障害の故に因り無効と成れるときに限り處罰し又妨害を詐欺の手段を以て隠蔽したる場合に一の加重を設けたりき

議會の委員會注意すらく此定罪の效力に於て障害の存在を默秘する振舞如何を考察に取るべき理由存せず寧ろ専ら相婚者を錯誤に陥るる爲詐欺の手段を用ひたる所爲のみを罰することを要す單に障害の存在を知らざらしめたるのみの所爲を懲罰する爲には充分なりとて委員會は民法典第一二七

條の民事制裁を擧げたり

該條の制裁は固有の意味に於ける刑を脅示するを以て、實は刑事の性質を有す、即ち千乃至三千里の罰金及六月迄の禁獄(夫は一八八九年の法典にての禁獄又新法典にての懲役)なり。右の制裁が刑事の性質を有するに據り、且所論の所爲を懲罰するに充分と思惟せられ、委員會の提案を採用するに付き困難を有せず、第五五八條に豫見したる犯罪に對しては詐僞の手段の使用を要求し、又其結果前述の加重情狀を削除せり。

一八二、——他の配偶者の咎責に因り合法に別居若くは其不正に遺棄したる配偶者は之を姦通に因りて罰すべきに非ず(第五六一條)

議會の委員會注意すらく、姦婦は夫の咎責に因り別居し又は彼より不正に遺棄せられたるときと雖も、之と未成年の娘と同居するときは、姦通の交際の惡例を子女に與へざる責務を有する場合なるが故に、之を罰することを要すべしと

然れども實は全く異なる二個の概念に關係す、第五六一條に於て解決すべき問題は、姦通は他の配偶者の咎責に因り合法に別居し若くは之より不正に遺棄せられたる配偶者の犯したるとき之を罰するか又は罰せざるかの問題にして、且子孫に惡例を導き得るときには非ず、第一の場合に於て法典は之を罰す可きに非ずと宣示す、其故は刑法は、其運命と成りたる者等の中庸に相當せざるもの、即ち配偶者が前

述の條件に在りながら愛の誘惑及び往々にして亦需要の誘惑に抵抗する勇氣を有すと云ふ、例外の徳を要求すべからざるを以てなり

若し罪惡なれど而も犯罪には非ざる交際が惡例を子女特に未成年の子女に導くときは、裁判官は其情交を保つ配偶者に子女を託するに至れる所以の處置を取消すことを得べし

一八三、——姦通又は著妾の場合に於て裁判官は被害配偶者の申請に基き被害配偶者及び子孫の利益に緊切なりと思料する所の民事性質の一時の處分を命ずることを得(第五六二條)

此處分は處刑の判決を以て刑事裁判官之を發することを得、草案は處刑の判決より一月内に身體分離(別居)の請求民事裁判官の前に提出せられざるときは、其處分の效力を有することを止む旨を規定せり

議會の委員會、此處分の效力の一月の期間を餘りに短しと思料し、其期間を六月に増長せんことを勸告せり

此期間の持續は、悲しむべき不安に滿てる家庭の狀態の延長を避けつつ、以て刑事裁判官の民事處分の效力を能ふ限り最も制限せんが爲に之を設けたり、此狀態を六月の間維持するは適當なるべしと雖も、委員會の希望を満足せしむる爲には、其期間が處分を爲したる日より非ず、却て處刑の確定と成れる日より起算することを斟酌し、三月の期間を持することにて充分なりと臣には思惟せられき

一八四、——名譽の原因に基く特別の減輕は之を戶籍の變造の犯罪に對して認容せず(第五六六條) 議會の委員會は、第六二條第一號に豫見したる共通減輕の適用可能なりと雖も刑は仍ほ過當なるが故に、此減輕が殺兒に對し承認せられたる以上、一八八九年の法典第三六三條と一致し、戶籍の變造に對しても亦其採用せらるるに至らんことの忠告を爲せり

此勸告に従ふことを要すと思料せず、第一段に、虚偽を用ひ取得したる戶籍の變造に付ては即ち二の異なる法律上の毀損に係り、頗る重大なる所爲に關すと看做し、第二段に、本場合に在りては反對に殺兒の場合を正當とする心理状態を犯人に認知する能はず蓋し所論の所爲は分曉より若干の間隔に於てに非ざれば之を犯すことを得ず、是通常の禁止の理由の力を以て懲罰を許容すべきものにして、該所爲が最も多數の場合に出産より犯すに至らざる以上尙更なり

一八五、——家族扶養義務違背第五七〇條の犯罪の最も重きものの一に該當するは、幼兒被後見者又は配偶者の財産を消費又は横領する者是なり 議會の委員會には、縱令巨額にても父が故意に幼兒の財産を領得するは第六四九條に因り之を罰す可きに非ざる上は、『横領』が如何なる事に依り成立すべきかを一層正確にするを可とすと思惟せられ、又其結果、委員會は自己の生活組織に關する情狀の誤れる評價に基くか又は事務の無經驗に繋る不良

管理に基く横領の可罰性を除去せんことを提案せり 先づ横領すると云ふ辭は、審査中の個條に使用せらるる如く、他人の物の浪費(財産の消散又は脱漏を包含し、又消費すると云ふ辭は利益の目的に依る他人の物の領得を意味することを警告するの要あり 譯者註、此兩辭の説明は彼此正反對す、消費は止だ親又は配偶者の行動に依りてのみ之を犯すに至ることを得、第五七〇條の規定無くば罰せざることとなるべく、之に反し後見人は消費に非ずして不當領得横領を犯すことを得、反對に横領は親又は配偶者の行動に依りても後見人の行動に依りても之を實證することを得

さて、親又は配偶者の消費の設例と第六四九條の規定との間には何等の矛盾も存在せず、該規定は傳統上非處罰を維持したる單一の所爲を注視す、第五七〇條第一號は、之に反し、双方の所爲共に其抱擁に於て親及び配偶者に屬する責務の反覆したる違背を表現したることに關聯す 右の違背が犯罪を構成する爲には一般の規範に據り故意のものたることを要す、此考察は全く自己の生活組織に關する情狀の誤れる評價又は事務の無經驗に繋る不良管理の場合に付ての委員會の注意に應答す、夫等は單純に過失の事件に係り、又其故に故意の名義に非ざれば罰すること能はざる所論の横領の形容には入ること能はざるなり

第一二一章

身体に對する犯罪に就て

一八六、——殺人の犯罪は人 *nommo* の死を惹起することに存す(第五七三條) 議會の委員會は人 *nommo* とよりは人格 *persona* と云はんことを選べり

然れども人格と云ふ辭は、人格の觀念に專屬する法律上の資格とは無關係に、人の存在の有形生命の除去に關する考察には上らざる、法律上の術語の意味を有し、總ての場合に『有形人 *persona fisica*』と云ふを要すべく、又然るときは總ての者の解し得る意味の『人』と云ふ語法を用ふるを優れりとす

同一の理由は第五八九條に付き委員會の爲したる同性質の注意に應答す

一八七、——第五七六條は之に對し死刑を設けたる殺人の最も猛惡なる設例を豫見す

權威有る意見に左袒し死刑の適用を第六一條第二號に指示したる加重情狀の或者即ち他の罪を實行又は隱蔽する爲若くは他の罪の所産又は利得又は對價又は無刑を自己又は他人に取得又は保障せんが爲に犯したる殺人の設例に臣は擴張せり

前述の場合に於ける死刑の適用は、例へば竊盜又は強盜の目的に依り殺害する者に對する如く一の

必要なる制裁として發現す

新なる加重の歸結に因り第五七五條の規定及び草案第五七六條第四號の規定を、其所に豫見せられ、前述の加重の一般文例中に入るものを除去する意味に於て臣は變更せり

議會の委員會は、勾留又は逮捕より脱出する爲又は犯罪を隱蔽する爲又は潜伏中生活の手段を取得する爲殺人を犯したる潜伏者に對し設けたる死刑を反對に正當と思料せざりき

されど縱し各個人にても掠奪 *brigandaggio* の一切の様式を一層斷乎たる方法に依り懲罰すること、が過去も現在も立法者の意思なり、既往十年内歐羅巴及び亞米利加の最も文化したる諸國にも傳播し、又外國の多數の大都市にまで跳梁する掠奪がファッション内閣の最も斷乎たる懲罰及び豫防の行爲の功績に因り吾人の本國より姿を消したることは洵に事實なり、然し乍ら縱令其事は正當なる喜悅の原因たるにせよ、其特發性且各個人の様式に於ても、此危險極まる現象の殘酷なる迫害より手を弛むべき理由を生ぜず

總ての新伊太利刑事立法は、更に潜伏者にして不斷反逆の狀態に在り且其生活する條件に因り社會の重大なる危隱を表現する者に對し最高の嚴格に鼓吹せらる

一八八、——殺人を徒役を以て罰すべく爲す所の加重情狀(第五七七條)の中議會の委員會は豫謀を復活せんことを勸告せり、但之を定義することなし、委員會注意すらく、此加重の削除は刑事の保護を嚴格

にする必要に應ぜず、且其概念は定義すること困難なりとするも、而も仍ほ人の意識に現在なりと謂ふ問題に再審査し明白に此情状を豫見することを機宜と臣は心證せり。若し豫謀と云ふが感激の故意に對立する故意の一種に外ならざりせば之を除外する理由あるべし。然れども故意の中には段々と所謂感激の故意より正規の考慮に而して終に豫謀に昇る所の階段ありて存す。

是豫謀は犯罪行為の大部分に普通なる考慮の階級に以上の或もの *quid plus* を添増す、豫謀に在りては犯罪する企圖に專屬する考慮が之を實現する機會の索求又は待望に依り、引續き其企圖を培養しつづつ繼續を解くことなく、時間に於て多くか又は少くか長く延長す。斯の如き持續が、反復意識に發現し來り、且普通の犯罪企圖に打勝ち、一切の制抑の動機を乗越えて犯罪人の大なる邪惡と危險との指標たるは之を否むことを得ず、他の一方に於て、最も多次、豫謀は罪の遂行を容易にする其忍耐、執拗且伶俐なる實行方法の準備と概念せられ、又其故に之に對し行為を指向けられたる者の豫防防衛を最も困難ならしむることが其豫謀の特色なり。

此等の考察の基礎に依り第五七七條に豫見したる情状の中に豫謀に付ての加重を臣は認容せり。

一八九、一〇名譽の故に因る殺兒に存て在する此特種の殺人の罪名は専ら嬰兒に付き且分娩直後のみに之を犯すことを得第五七八條

『直』と云ふ語法が議會の委員會には不確定に思料せられて會は一八八九年の法典第三八九條の『未だ戸籍に登録せざる小兒の身體に付き且其出生より五日内に』と云ふ文例に、止だ日を五より寧ろ二と爲すことのみの變更を以て、復歸せんことを提案せり。

然れども第五九二條に關し爲されたる所と同一なる此提案は産婦が嬰兒の果して戸籍簿に登録せられしや否やを知らざることを得る上に縱し登録が到來するも其産婦の名譽の故に行動したるを排斥せざることに想到するときは、之を正當なるものと思惟せられず。

一八八九年の法典は、一八五九年の法典の不確定を避くる目的に依り、名譽防衛の動作を認容し得る場合の外にも亦此罪名の適用を可能たらしめたるに付き、著しき不便を生ぜしめたる文例を採用せり。止だ分娩の現場に於てのみ殺人の刑より較輕き刑を正當化する條件の存在及び評價を思料することを得、何となれば止だ其時に於てのみ例外犯罪 *delictum exceptum* としての殺兒の取扱を正當化する所の其煩悶と憂慮との状態、其精神上の重大なる混亂が産婦の決心に決定的影響を有することを得て辛うじて戰慄すべき事件實現するが故なり、僅にても時が経過すれば感激の状態減少し、母性の叫は『名譽』と云ふ利己の激勵に反對す、故に其場合には殺兒を自身獨存の犯罪と看做す理由終熄す。

此事項に付き過激なる寛大を用ひんは、フアショ内閣の職とする母性保護の嚴格なる標準に確に適應せず。同委員會は又具體の提案を爲すことなく、産婦又は其親族に共同したる別人に名譽の故に因る殺兒

の罪名の適用を排除する機宜の問題に付き臣の注意を求むることを審議せり、然れども其排除は、名譽の故に因る殺兒が其自律 *autonomo* の罪名の性質を失ふべく、而して其所爲は殺人の減輕情狀の性質を取得すべきに付き、法典の採用したる體系の根本變更を含むべし。

尙審査中の個條の第二項譯者註、日譯伊刑第五七八條に第三項と成れるは第二項末段に續く文の誤植は其共犯の名譽の防衛とは異なる自己の目的の爲に行動したる別共同者に對し一層嚴格なる取扱を設けたり。

一九〇、——議會の委員會承諾殺人に關する規定第五七九條の削除を提案し、此規定の濫用の源泉と成り得ること、人命は處分不能の利益なるが故に斯くある理由存せざること、及び總ての様式に於て無苦の死 *eutanasia* (譯者註、病苦等を救ふ殺害) に制限すべきことを注意せり。

此注意は、若し承諾殺人に付き不處罰を認容したらんには價値を有すべし、然れども普通殺人より比較的一層輕き罪名を構成すとは云へ、依然罰すべき殺人とし且相當重き刑を以て待遇することを考察するときは、其根據を有せず、尙犠牲者の承諾の健全に非ざるとき普通殺人の制裁に復歸する所以の多數の例外あり。

斯く總ての場合に於て前述の刑を科するものに關する以上審査中の規定が如何なる濫用を生ぜしめ得るかを見ず、若し承諾殺人が不處罰を期待し得可くば、其ときのみ濫用可能と成るべし。

人命が處分不能の利益たることには同意なり、然れども、普通殺人より一層輕き名義を以てするとは云へ、承諾殺人は正しく其故に因り犯罪を構成するなり。

而して其罪名の較輕きは表示したる所爲の内在の重さ少きこと、及び普通殺人に對立し此種犯罪人の曝露する社會の危險が、少くも原則としては、輕微なることに負ふ所とす、一八八九年の法典適用の間に、實地の裁判は決して普通の殺人と承諾の殺害とを同量に待遇すべきことを納得する能はず、又其故に裁判は殆ど始終後者の犯人に對し別の途に依り減輕を見出せしなり、而も減輕より不處罰に進むこと稀有に非ず、是正しく特別に其較輕き罪の設例を豫見し以て之を避けんと欲せし所なり。

『無苦の死』に付ては之を區別する理由存在せず、若し裁判官患者を憫ます疾病が精神上の缺陷(第五七九條第二號)の因を爲さず、斯くて其殺害の承諾を不健全と思料すべきものと思料するときは、他の條件の競合に於て承諾殺人の特殊規範を適用すべく、然らずば殺害者は普通殺人として之を罰することを要す。

憐憫の偶發の動機は、第六二條第一號の一般減輕道義上又は社會特殊の價値有る動機)の適用の效力に裁量せられ得るを以て、常に最大の慎重を以て確認すべく、又賢明なる疑心を以て評定すべきなり。

一九一、——議會の委員會は、身體傷害の犯罪(第五八二條)の可罰性に對し、傷害に由來する疾病が五日内に快復したるときは被害者の告訴を必要とせんことを提案せり。

提案は良好なる根拠を有す、何となれば被害者の欲せざる刑事訴訟手續を以て嫌悪と憤怒を増加又は永續して新なる罪の原因を興へ、又其爲に立法者の妨ぐべからざる個人上及び社會上有用なる再和協に反するを以てなり

最輕傷害の可罰性に對し告訴の必要を認容するとも身體の有形安全の法益の處分不能の原則を否認するに至らず、告訴權は單に犯人の處罰を求むることを差控えるに付き被害者に授與したる權利に關するに因り、傷害が承諾せられしときと雖も仍ほ殘存す

委員會の提案は、前に述べし如く、五日内に快復したる傷害に關係す、之に反し、最輕傷害譯者註第五八三條所定重傷害最重傷害に至らざる傷害の可罰性に對し告訴を必要とする事の機宜を認め、臣は疾病の期間の最大限界を、一八八九年の法典第三七二條末項の規範に従ひ、十日に取極むることを得と料せり

然れども前述傷害の可罰性は止だ第五八三條及び第五八五條の豫見する加重情狀の何れをも隨伴せざる場合にのみ告訴の條件に付することを正當と思料し、且何人も此限界の機宜を疑ふこと能はずと信ぜり

一九二、—確定草案第五八二條は、身體傷害の加重情狀の中に疾病又は日常の業務を執るの無能力三十日を超ゆる時日繼續する場合を豫見せり

此情狀の刑事效力三年乃至七年の懲役の大に高きことを斟酌し、此點に關する何等の注意あらざりしと雖も、疾病又は無能力の繼續四十日の上たるべく、法典第五八三條第一號思料し、且此原規範の此變更は特別の説明の要あらずと思惟せり

草案の同第五八二條就中、傷害より「不具、顔面の永久の醜形、若くは創痕」を生じたる事實を加重情狀と看做せり

委員會は不具と醜形との間に何等の區別存せずとて「醜化」の辭の削除を提案せり、而して實際、醜形は顔面の解剖學的變造より即ち「不具」よりか又は「創痕」よりかに非ざれば到來すること能はざる一結果なり、故に若し最重傷害が之より醜形を生じ得る原因を構成せば、規定の適用に對する必要に付ては何ものをも添附せず亦何ものをも除去せず、不具又は永久の創痕に據るべく、其結果を豫見するは過剰なり

之に因り此無用なる辭を臣は削除せり(法典第五八三條第二項第四號)

一九三、—第五八五條は第二項に刑法の效力に於ける武器、ammunitionの一般觀念を興へたり

議會の委員會は電流の陰險なる使用を武器の使用に準せんことを提案せり、然れども此提案は正當視せられざるべし、何となれば電力は如何なる方面の下に於て考察するも本來武器と看做すことを得ざるを以てなり、但本提案は、若し委員會の欲する目的を達する爲に他の方法

存在せずば、明白なる不適當に陥るを顧みず考察に加ふることを得べし

然るに反對に其方法存在し、而して陰險なる方法の使用に存する加重の特別情狀之を供給す(第五七六條第一號第五八五條第一項)

一九四、——故意の犯罪として豫見したる所爲より犯人の欲せざりし歸結として人の死又は傷害を生ずるときは第八三條の規定を適用す、但第五八九條及び第五九〇條に脅示したる刑は之を増大す(第五八六條)

此規定は議會の委員會に含糊と思惟せられ、因て之を單純にせんことを提案せり
豫備草案は前述の所爲を客觀答責の名義に於て處罰せしと雖確定草案に在りては同草案第八六條との相互關係に於て其規定變更せられ、之に因れば本人の欲したる所と異なる結果(又譯事變は若し法律之を過失犯罪の中に豫見するときは過失の名義に於て罰すべきものたるを注意すべきなり、其爲法典の第五八六條は其一般原則に符合し且其特別の適用に外ならずして、又其理由を殺人及び身體傷害に對する刑の増大を設けたる事實の中に見出すなり
因て何等の單純化をも必要とせず

一九五、——格闘の犯罪第五八八條に關し議會の委員會は格闘の因を爲したる者に對する一の加重

情狀の設けられんことを希望せり

然れども必要無く加重情狀を増加することは適當に非ずと臣は思料せり、此罪に對して脅示したる刑の自由解釋は、裁判官に其刑を各競合者の答責の重輕に平均せしむることを容す底のものたるに於ては尙更なり

一九六、——確定草案は第五九一條に於て幼者又は無能力の遺棄の犯罪を豫見しつつ凡そ十四歳未満者若くは『精神又は身體の疾病に因り又は老朽に因り』自給する能力無く且其監守を爲し又は保佐することを要する者を遺棄する者を罰せり

議會の委員會は、例へば自己に委託せられたる登山者を遺棄したる案内者の設例の如く、年齢又は疾病と異なる原因の爲自給する能力無き者を遺棄する場合をも亦之を包含せしめんと思料せり
提案を機宜と認め又其歸結として臣は法典の第五九一條に『又は其他の原因に因り』の文句を添附せり、人は事實、健康にして且壯齡に在りても特殊の情狀に因り、委員會の示したる場合に於ける如く、十四歳未満者、病者又は老者と同一の狀況に遭遇するに至ることを得

一九七、——救助の放置の犯罪は刑事上同價値の二個の設例に依り豫見せらる(第五九三條第一は自給の能力無き者の遺棄せられたるを又は彷徨するを發見しながら直に官憲に其通告を與ふることを

爲さざることの所爲に存し、第二は生命無き又は生命無しと思はるる人體苦くは負傷又は別様の危険に在る者を發見しながら應急の救助を與ふること又は直に官憲に其通告を與ふることを爲さざることの所爲に存り

議會の委員會には第一の設例に在りても亦官憲への即刻通告の放置の外、應急の救助を與ふることの放置を罰すべしと思惟せられき

然れども第一の場合に在りては無能力が被遺棄者の状態に見出すとは云へ仍ほ未だ危険の状況に在らざることを注意して可なり、其歸結として被遺棄者の必要を有せざる所の救助及び高き徳を成し且其爲人の一般性に求むべからざる慈悲と義侠との發現を表はすべきことを課するの理由に在らざるなり、次に若し無能力が危険に於て見出さるるに至らんか第二の設例に入るべく、又其故に救助の放置は罰す可きものと成るべし、同一の標準一八八九年の立法者を現行法典第三八九條の編纂に教導せり之に反し第五九一條に相互關係の變更を加ふるに至らしめたと同一の理由に依り、疾病又は老朽より外自給の能力無き人の囚を成したるものに總て『其他の原因』の豫見を臣は添附せり

一九八、——誹毀及び侮辱の犯罪(第五九四條、第五九五條)に關し、議會の委員會は一八八九年の法典の體系に復歸するが機宜たるべしとの意見を明示せり、其意見に依れば、爾來の傳統にして且長き適用に依り發達したる規矩を變更せんは適當に非ずと

(四十年は一の傳統を形成するに充分なるに基き)臣は傳統の概念よりの離別として理會し、總ての古き慣習の拋棄の如く、常に幾分の苦痛を招致す、されど若し之が科學上及び實地上一層正確なる概念の採用を阻却すべくば、刑法何等の進歩を爲さざるべく、又例へば『侮辱』の觀念の中に、今は反對に其法律上の客觀性と其實體性とに従ひ區別せられたりと做すべき頗る異なる罪の多量を含むることを繼續すべし

侮辱と誹毀との犯罪の間に法典の採用したる區別は被害者の現在(侮辱)又は不在(誹毀)の要件の上に建てり

所採の構造は、一八八九年の刑法典の創設したる混雜解明せらるるとき現出すべけん如く、實地の適用に大なる簡捷を呈すべし、又實に特定の事實の歸責と云ふ要件よりも現在と云ふ外在の要件を確認することは遙に多く容易なり

科學の方面より視て法典は伊太利法律の傳統(又はこそ眞に『傳統』と稱すべき場合)を追懷せり、傳統は凌辱(=contumelia) (面前に於ける攻撃)と誹謗(=diffamazione) (第三者側へ攻撃の流布) (譯者註、法典第五九五條曰誹毀、茲改譯誹謗)の間に區別を設く、此概念は、或は名譽又は品位(特殊且主觀の意義に於ける名譽)の個人感情を害する所の、現在する受動主體が直接に知覺する攻撃の方法に依り、若くは衆人に通告し而して人の好評即ち本人に付き他人の有する尊敬、有利なる所信(聲價即ち客觀の意義に於ける名譽)を傷くる攻撃の方法に依り、人の精神上の資産(廣義に於ける名譽)の毀損せられ得ると云ふ原則に一致す

誹謗は損害の多量と廣汎とに因り及び犯人の卑劣性と特別危険性とに因り當然侮辱より一層重き犯罪なり、侮辱は現在する被害者が攻撃を辯明し又は駁撃して以て自己を防衛し得るが故に一層輕し斯の如くなれば法典の體系は前法典の體系に面し退歩に非ずして進歩を現出せり

一九九——特に侮辱の犯罪第五九四條の關する所に付き、議會の委員會は毆打を介し犯罪を行ふ情狀を加重と做さんことを提案せり

然れども斯る場合を加重情狀に定むるは正確に非ざるべし、斯る場合に在りては毆打より生じたる結果に據り又は本人の目的に據り一の他の名義に執ることを得、立法上解決し得ざる事實の問題なり、其外委員會は印刷物の手段を用ひ官吏に對し犯したる侮辱を官吏侮辱 *oltraggio* に準ぜしめんことを欲せり、然れども是既に最終の犯罪の機會に臣の留意せし所なり(譯者註、第三四一條第二項、第三四二條第二項)

二〇〇——法典は如何なる場合に於ても所謂事實の抗辯 *exceptio veritatis* を容さず(第五九六條)而して此排除は確定草案に對する臣の報告中(六九一號)に廣く辯明せり

之に反し議會の委員會は被害者が官吏たる場合に限り免責證據を許容せんことを提案せり、然れども若し官吏の現在に於て爲したる攻撃(官吏侮辱)に付ての眞實の證據を勿論のこととて認容

する能はずとせば、何が故に其不在に於て爲したる攻撃誹謗に付ての同證據を容すことを要するやを理會せられず

若し此證據の認容を必要とし、以て公吏の非行を許き公益を利せんとするものと了解せんか、其利益たるや之に服する官吏の階級監督に依り、及び官吏に不名譽極まる事實を歸責し得ると思料する者に屬する上級官憲への要求權に依り、既に十分に保護せらるるを注意することを得、官憲の行動に付き攻撃の手段を以て行ふ公の批判を正當とする思想は全然群民を籠絡するもの *demagogica* なり、又其故に刑法典の中には何等の適用を見ること能はず

他の一方に於て刑事裁判の名譽裁判に變形し得ることは排斥せらるると雖も、被害者及び加害者に(官吏侮辱に非ずして侮辱及び誹謗に關するときは)特定事實の歸責に付き名譽陪審員の評決を援用することは禁制せられず、否却て其權能は明白に認知せられ、且其行使は(若し未だ告訴提起せられざりしときは)告訴權の暗黙拋棄又は其取下に相當す、此命題に於て、第五九六條に其本質及び其行使の條件を豫見し又第五九七條に其告訴に關係する效力を定め、以て臣は其權能の規矩を改良せり

二〇一——侮辱及び誹謗の犯罪の告訴及び消滅に關する第五九七條に於て、形式に若干の改良を加へたる外告訴を提起するに先ち被害者の死の設例及び死者の記憶の毀損に關する規範を臣は變更せり

草案は此設例に於て死者の近親者、養親、養子及び遺言相續人に告訴権を認知せり、告訴を提起したる後被害者の死したる場合に於て陪審員を繼承する権能は同じ此等の者に歸屬せり。さて臣の思惟に依れば、死者の近親に非ず又は收養に依り之と結合したるに非ざる遺言相續人に同じく此権能を授與するは何等の根據有る理由存在せず、斯る権能は親族の美名を保護する利益に其正當視を認む、故に又斯る利益を有せざる者に擴張せらる可らざるなり。

右の歸結として第五九七條第三項の中より遺言相續人の記載を臣は削除せり。草案に在りては名譽陪審員に移すの権能を告訴を提起したる後被害者の死したる場合に制限せり、臣は此権能を告訴を提起することなく被害者の死する場合及び其他死者の記憶の毀損の場合に亦擴張するを機宜と思料せり、何となれば此等の場合には第五九七條に示したる者に授與したる、告訴を提起したる後被害者死したる場合に、陪審員に移すの権能を正當化する親族の美名保護と同一の理由の存するあるが故なり。

二〇二、——第五九八條に付ては議會の委員會より何等の注意を爲されざりき、夫に拘らず該條の文例を改良及び充實することに臣は處置せり。

裁判官は司法又は行政の官憲の前に提出したる文書中に含まれたる攻撃又譁凌辱の非可罰に拘らず、攻撃文書の確定草案第六〇六條の認容せし如く、或は除去を、或は「除去」が時ありて不適當たり得る

が故に止だ其全部又は一部の抹消のみを命ずることを得る旨を臣は定めたり。

其外之に對し除去又は抹削が實質上執行せらるる能はざる文書に關する場合には判決の中に其宣明を爲すものと臣は規定せり。

二〇三、——挑發は他人の不正なる所爲に因り決意したる憤怒の状態に在り且其直後に所爲を犯すときは、侮辱及び誹謗の犯罪の可罰性を排除す(第五九九條)。

議會の委員會には、草案の「他人の不正なる所爲且其直後に」と云ふ措辭が不正の所爲と反動の攻撃との間の權衡を必要とするか疑はしく、又挑發の状態を裁量する所以の力率不正確と認めらるるが故にとて十分に明白とは思推せられざりき。

第一の點に付ては被挑發者が單純なる凌辱(侮辱又は誹謗)を以て他人の不正の所爲に反動するとき、は夫れには常に權衡ありと考察すべきなり。

次に「不正の所爲」と云ふ語法が如何なる疑義を生ぜしめ得るかを想像する能はず、夫は寧ろ臣には明瞭且正確と思惟せらる、明瞭なり、其故は、所爲が或は夫自身不法たり、若くは債權者が其取立權を行使する爲に不正に凌辱方法を用ふる場合に存する如き、反法の方法に依り履行せられたることを表示するを以てなり、正確なり、其故は、正當なる「挑發」と云ふは概念すべからざること明瞭なる限、不正の屬性は所爲にならでは關聯することを得ず、而して反對に一八八九年の法典の爲せる如く挑發に關聯せざ

るを以てなり

反動の即時に付ての要求に關し其他の殘る所に付き、其事は挑發と復讐とを混淆せざらんが爲に必要なり、而して挑發の所爲が被挑發者の面前に於て履行せられざりし時は尙一層好機なり(譯者註、區別容易の謂か?)

二〇四、——議會の委員會草案の第六二四條乃至第六三五條に包含せらるる規定は一層少數の個條に包含せらるるやう簡略にせらるべきことの所見を表示せり

此注意を正當と認め、因て臣は、一層の明瞭と簡單とを獲る爲、犯罪の設例を減少し又若干を併合し、以て其歸結を處理せり

二〇五、——議會の委員會は、其判斷に依れば頗る重き罪に關すればとて、業務上の秘密漏泄(第六二二條)に對し脅示したる懲役の最高を一年乃至二年に高めんことを提案せり

然れども其増大せんと欲する刑は、新法典が具體の場合に適用可能なる一般加重情狀を斟酌する無くば此罪に對しても亦刑事上の保護を強大にせざりしと云ふ能はざる方法に、同一の犯罪に對し一八八九年の刑法典第一六三條の設けたる刑(一月迄の禁獄又は五十乃至千リールの罰金)より既に頗る遙に重きものなり

第一三章

財産に對する犯罪に就て

二〇六、——竊盜が専ら被害者の告訴を待て且減少したる刑を以て罰すべき場合の一は、極端なる必要に備ふる爲些少なる價值の物に付き所爲を犯したるときに存す(第六二六條)

議會の委員會は、『極端なる必要』に因り行動することは、他の條件に付き細別することを不可能ならしむる底の、さる心理上の位置に至らしめ、此心理上の要件は客觀の要件に優越すべきが故にとて、『些少なる價值の物』と云ふ語を削除せんことを提案せり

されど委員會の假定する『心理上の状態』は、審査中の情狀に關係するものに非ず、寧ろ或は精神上疾病(理會の無能力)と、或は緊急状態とに同一となるなり、審査中の場合に在りては或必要は刺激されど、而も精神上疾病(飢疲に因る腦貧血其他)を惹起する程のものに非ず、身體に對する重大なる損害の現在の危險より自救する必要より決意する程のものに非ず(論議中の設例に在りては若し必要満足せらるるに至らざれば危険突然すべきも未だ發生せざるなり)若し果して此等の條件會合せば咎責者罰すべきに非ざるべし

故に前述の必要に拘らず、理會及び意欲の正規の能力の豫想を認容せば、本人に付き他の盜賊とは異

り且一層溫和なる取扱を爲し得るは理の當然なり、但同必要の直接の満足に充て且其爲必然些少なる價値の物を盗取するときに限る、必要は事實、有形の生命の要求に關するときにのみ其満足に何等の猶豫を容さざる程のものたることを得、而も斯る必要を満足せしむる爲には(飲食、藥劑、衣服等些少なる價値の物を以て足ると雖も、若し該目的に對し必要にして且充分なる所を超ゆる價値を有せんか、必要の爲にする外、亦同じく圖利の爲に犯したる竊盜に關すべし)されど價値の些少性は絶對の經濟の意味にあらで寧ろ人情の勸むる相對の意味に執るべきものと解し、而も斯る裁判に關するときは吾人の司法官の決して嚴格に至らず恐く寛大に過ぐるは確實たることを得

次に意義の混淆の可能を避くる爲「極端なる必要」と云ふ語法を臣は他の「重大且緊急又譯急迫なる必要」に變更せり

二〇七、——共有者組合員又は共同相續人共有物を之を所持する者より奪取しつつ犯したる竊盜は、若し盗取物の價値本人に屬する割當額を超えず且代替物に關するときは罰す可きに非ず第六二七條(譯者註刑法同條結社員又は共同相續人たる共有者とあるは誤譯にして爰に在るを正とす)

議會の委員會、共有者組合員又は共同相續人の所屬部分と思料するものの占有を取得することは刑事上合法たるべからず、其所に争訟の可能性存在する所以なる旨を注意し、又其故に規定の削除を提案

せり

先づ第一に疑無く共有する不法の性質を民法に一任し、以て刑を以て之を咎責することを差控ゆるのみにして、而も刑法之を許可せざるが故に、刑事上止だ無關係のみなりと雖も、「刑事上合法」たる所爲には關せざることに留意すべきなり

第二段に、「代替物」に關するを要すること、又其爲返還が竊取したる所と異なる物に依りても亦到來し得ることに留意すべし

次に盗取物の價値が本人に屬する割當額を超ゆべからざることを考察するときは争訟の可能性に關する異論は支持せられず、斯く其條件實證せらるることを得るが故に、其本人に屬する部分、詳言すれば其既に渠の利益に生ぜしものに關する争訟在らざることは必然なり

故に他の共有者、組合員又は共同相續人に對し直接經濟上の損害有ることを得ず又有るべからず

二〇八、——土地又は建物、の侵略、確定草案第六四八條の犯罪に對し武器を有する五人より多數若くは亦武器無しとするも十人より多數所爲を犯したるときは、二年迄の懲役に加ふるに千乃至一萬リールの罰金を適用し、且職權を以て審理せり

議會の委員會、此文例に據れば六人又はより多數の侵略者が盡く武装したるを必要とするか、若くは六人の中止だ一人のみ武装したるを以て足るか、並に一咎責人又は數咎責人公然武装したるを必要と

するかの疑義を生じ得るものと思料せり

一切の不確實を除く爲規定法典第六三三條の文例を變更し、以て六人又はより多數の侵略者の止だ一人のみ公然武装したるを以て足る旨を臣は明白に宣示せり(譯者註、法典第六三三條第二項其中一人の次公。然の二字を脱す)

二〇九、——議會の委員會には、他人の動物の殺害又は損害の犯罪(第六三八條)が、止だ若し隊又は群に集合したる家畜の三頭又はより多數に付き若くは縦令群に集合せずとするも牛類又は馬類の動物に付き所爲を犯すときのみ職權を以て審理することは正當と思惟せられざりき、又之に因りて殺害又は損害せられたる動物が三又はより多數なるときは、其隊又は群に集合したることの證明を除き得ることの意味に規定を變更せんことを提案せり

されど變更せんと欲せらるる規定は、隊又は群に集合したる家畜の要求する大なる保護の必要を其他の斯る場合に於ける牧畜及び所謂家畜飼養資産に加へたる現實損害を斟酌する必要と調和するの標準に依りて編纂せられたり

二一〇、——無能力者の瞞着の犯罪に付ては受動主體を其者又は他人に損害と爲るべき法律上の或効果を將來する行爲を履行することに誘導するを必要とす(第六四三條)

議會の委員會は、『法律上の或効果』の辭に他の『人の無能力より無効を生ずと雖』と云ふを添附せんことを提案せり

然れども此變更は過剰たるべし、何となれば債務者の無能力に因る債務の無効又は取消可能は犯罪の效果に屬せざるものなるを以てなり、又正しく之が爲に一八八九年の法典第四一五條の中に讀む所の投入句を再び齎さざりしなり、尙此留保の過剰に付ては一八八九年の法典自身の中に其證有り、該法典第四〇七條に強請の事項に付き、『法律上の或効果を將來する行爲』と云ひ、何等の添附無し

二一一、——確定草案第六五九條は暴利の犯罪、法典第六四四條に付き、取分け、咎責人が『災難の因起したる人の苦境の條件若くは緊要の状態に乗じ』たることを必要とせり

議會の委員會、暴利者は單に災難のみならず同じく亦、往々にして所謂名譽の負債の關係に到來する如き、他の條件にも乗ずることを思ふの故を以て、『災難の因起したる』の辭の削除を提案せり

委員會の注意を正確と認め、因て臣は規定の文例を惹起したる原因如何を問はず、咎責人が人の緊要の状態に乗じたることを要求する様式に改正せり、違法の關係に在りては騙取に於ける如く、斯く此犯罪に於ても受動主體の心狀を考慮する理由存せず、夫れ然り、其私益を保護する爲に非ず、寧ろ公益に依り、就中遭難者、浪費者又は放蕩者の損害に於て施行する故のみに因りても暴利たることを止めざる其

暴利を懲罰する爲に之を處罰す

二一二、一、財産に對する犯罪の中に法律の規定する所爲の若干は、合法に別居せざる配偶者の損害に於て犯すときは罰すべきに非ず、又若し合法に別居したる配偶者の損害に於て犯すときは専ら被害者の告訴を待て罰す可きものとす(第六四九條)

茲に於て、議會の委員會、事實上別居したる配偶者の損害に於て犯すときも亦被害者の告訴を待て此罪の可罰性を認容せんことを提案せり、其故は、委員會の所見に據れば、此場合に告訴の條件は被害者の之を請求するときのみ處罰を容すを以て非可罰性の傳統上の理由を缺くに至るべければなり

然れども傳統上の理由は、第四三三條に配偶者に關し同一の規定を包有する所の一八八九年の法典も亦同じく承認したる程、夫れ迄之を缺くに至らず、此點に關し現行法は未だ曾て變更の便宜なるを告げざりしが故に之を變更せざることを機宜と臣は思料す、加之單純なる事實上の別居は、縱し真正且固有の共有を構成せずとするも仍ほ大に之に接近する所の親族の財産の特殊制度を破壊せず、相互の相續權を除かず頗る蓋然の再調和を希望せしむ、故に法律上にも、政策上にも、單に事實上の別居したる配偶者を合法に別居したる配偶者と同視する理由存せず、更に前述の所爲は、直系姻族の損害に於て犯すときは罰す可きに非ず、又咎責人と同居する第二親等姻族の損害に於て犯すときは被害者の告訴を待てのみ罰す可きものとす

委員會は常に此等の所爲の之を直系姻族の損害に於て犯すときも亦同居の條件を缺くときは、非可罰に付き審査中の規定の要求せざる告訴を待て罰す可きものたらしめんことを欲せり

さり乍ら此點に付ても現行法を變更することを機宜と臣は思料せず、甚だ血統の卑屬又は尊屬と同視し得る理由を有し、且二親等姻族より一層密接に親族の核心に屬する所の直系姻族は之が區別を保つを可とす

第三編

各別に違警罪に就て

二一三、——本編に付ては議會の委員會より一般の性質の提案ありたり、曰く「嚴正なる法律上の性質を有せず、且不斷變化する事項に關聯する違警罪」は之を法典より排除せんと

違警罪は總て嚴正なる法律上の性質を有す、何となれば、法典の中に包含せらるると否とを分たず、總ての場合に之を法律上の規範に依りて豫見し、當然刑事上の制裁を命じ、又其故に必然且始終法律上の性質を有するが故なり、若し「法律上」と云ふ辭を「社會上」と云ふに對立して使用するものと解せんか、社會上善良にして且秩序有る共同生活に有利なる條件を保護する爲設けたる以上、違警罪の大部分は社會上の性質に相應するを以て、其區別は價值を有する能はず、終に若し委員會が「公行政の社會活動に關する」違警罪に關聯せんと欲せば、夫は止だ、不斷の變化の事項に觸れざる、本編第二章中に包含せらるる四の罪のみに關す

一層根據ありと、觀ゆる提案は、眞に不斷變化する事項に關聯し而して其取締の要求は法典の安定性

と調和し難き違警罪を法典より排除せんとすることは是なり

されど此提案は既に豫備草案を審査せし内閣委員會の爲したる所にして、之を採用するに當り、第一草案の包含したる多數の違警罪を確定草案より排除せり、法典中に維持したるものは不斷變化する事項に關聯せず、故に又之を特別法に委任する理由存せず

第一章

警察違警罪に就て

二一四、——暴動挑發の聚合の違警罪(第六五五條)の關係に於て、議會の委員會聚合が武装したるときは、其場合には其所爲一層重く且公安が既に危くせらるる故にとて、所爲を犯罪と認めんことを提案せり

然れ共加入者の一人又はより多數の武装したる故のみに因り違警罪を犯罪に移變する理由存せず、公の秩序に對する犯罪の規範充分に此法益を保護す、武装徒黨に關する規定第三〇六條を數ふる迄もなし、若し次に個々の加入者他の罪を犯さんか、其關する所のものと競合の責に答ふべし

二一五、——公序の攪亂せらるべき虚偽誇張又は改悪の情報を公表又は流布する者は違警罪を犯すものとす(第六五六條)
 議會の委員會は、『改悪』と云ふ語を公序を攪亂する特殊の故意を要求するものと思料し、其削除を提案せり

然れども其形容詞は客觀的に情報の品質に關聯し、而して意思の要件に關聯せず、情報は止だに不法の目的に傾く所のもののみならず、尙其他其自身本人の意欲に無關係なる有害の結果を生ずる性質を有するものも改悪のものなり

他の一方に於て、『改悪性』は情報の主觀にも亦殆ど常に其出所に於て之を有す、其故は情報は公序を害する目的に依りて之を循環に置き、而して次に單純なる不用意即ち過失に因り多數の者之を反覆し且流布するを以てなり、此場合に於て、臣は繰返して云ふ、最も普通なるは其過失の傳播に付ても亦情報の改悪たるを終熄せざること顯著なり

されば、『改悪の情報』と云ふ辭は故意を排除せず又包含せず、是確に違警罪に固有のものなり、違警罪は故意の名義に於ても亦同じく過失の名義に於ても罰す可きものに係り、法律が法律上特定の效力を斯の如き區別に繫屬せしめる爰には考察に上らざる場合の外は(第四二條第四三條、兩設例の間に區別を爲すことなし)

二一六、——第六九五條以下に包含する規定の效力に付き、確定草案第七一九條法典第七〇四條の與へたる武器の概念に關し、議會の委員會よりは何等の注意する所あらざりき

されど特に他の規定との關係に於て再び此概念の審査を執れり
 先づ最初に違警罪の效力に於ける武器の概念は第五八五條の一般概念より遙に制限せらるることを注意すべきなり、一般概念は刑法が明に別様に規定すること、現在の場合に於ける如くに非ざるときは刑法の總ての效力に適用すべきなり、此除外の正當なる事實は、第七〇四條の關聯する規定の效力に於て考察に上り得る武器は、止だ固有の意味に於けるもののみに係り、何等の器具たるを分たず攻撃に適し携帯を禁止せられしものをも謂ふには非ず、ざる器具の濫なる携帯に對しては之を禁ずる特別法違反の規範を適用すべきなり、此區別の正確に付ては疑義を生ずる能はず

之に反し爆發物に屬するものに付ては再び之を考察するを可とす
 此物質は正しく『爆發物』と云へる第五八五條の一般概念に於ては武器と同視せらる
 茲に確定草案第六九三條法典第六七八條は又殊更に『爆發物』を指示し、同草案第六九四條法典第六七九條は『或(又譯總ての)種類の爆發物』を表はし、之と異り第七一〇條乃至第七一七條法典第六九五條乃至第七〇二條は止だ一般に『武器』とのみ記載し、明に第七一九條法典第七〇四條の武器の概念に關聯す

然れども臣は熟考すらく、一般に『爆發物』と云ふ指示は、縱し其使用を以て惹起したる犯罪の効果を

考察するときは、亦同物質の製造、賣買又は届出義務を取締るに關するときは、如く正確且便宜なりとは云へ、一般に武器の製造、賣買所持、引渡義務、携帶、第七一九條法典第七〇四條の關聯する所爲に關聯するときは、前述の辭を使用することは、夫れ程正確に非ず、此最後の設例に在りては、爆發物が武器の形を有することを要す、故に又草案第七一九條が之に反して、總ての爆發物と爲せし如くに、夫れ自身に依り考察すべきに非ず。

因て臣は第七〇四條に、爆彈及び窒息性又は眩惑性の瓦斯の外、武器として『總て爆發物を包容する機械又は胞囊』を理會する旨を規定せり、是略ぼ一八八九年の刑法典第四七〇條第二號の語法を採用せし所なり。

此方法に依り、爆發物は武器の形を有せざるときと雖も、斯の如きものとして第六七八條及び第六七九條の中に認知せられ、之と異り、此辭の専門の概念に従ひ、爆彈、機械又は胞囊の中に包容せらるるときは、『武器』なるを以て武器固有の規律に服す。

二一七、——冒瀆の罪第七二四條に關し、議會の委員會は、國教と認容したる他の宗教との間を區別せざることを機宜に付き、及び植民地を眼前に保つことの必要に付き、若干の注意を爲せり、此等の注意に付ては、既に大部分第四〇二條以下を論ずるに當り、臣の説明せし所とす。

冒瀆に付き、委員會は特に認容したる宗教は何等の記載も在らざること、又其故に、『新刑法典の實施に

至る迄』價值を有すべき規範たる、『國內に認容したる宗教に對する公然の猥語 *tanpiloquie*、冒瀆及び攻撃』を罰する現行公治安法第二三二條に、此違警罪に付て採用したる文例の選ぶべきことを指摘せり。

然れども、『冒瀆』と云ふ辭は、其奉ずる所の宗教の凌辱に關聯す、其虚偽にして又其爲沈淪に導くものと信ずる禮拜を誹謗することは、總ての宗教の信者に對し、冒瀆に非ず、伊太利國は使徒羅馬加特力教を奉ず、故に又此宗教を信ずる伊太利國が同教の崇拜する神祇、表象又は人格に對する凌辱の罵詈又は説話のみを冒瀆と認むるは理の當然なり。

之に因り國內に認容したる他の宗教が此點に付ての保護を殺かれてあるには非ず、何となれば、縱令國家は自己のものに非ざる他の宗教を信ずること能はずとするも、認容したる宗教に猥語第七二六條を以て表示したる其凌辱を罰することなく、放任する能はず、其中には不適當ながら認容したる宗教に對する冒瀆と稱せらるる大部分のもの之に入るが故なり。

而して一九二九年二月一日の協定に先ち發せられたる公治安法には、何等關聯する價值在らず、其故は協定迄、又特に一八八九年の法典發布後は、今日は之に反し認容したる宗教に非ず、却て國教たる加特力教も亦同じく認容したる宗教の中に包擁せられしを以てなり。

陸 下

新刑法典は、二の内閣委員會と一の議會委員會とが確定草案を締密なる査閲の下に置き、臣に供給し

たる提案及び勸告の大部分を採用したる其援助を以て爲せる長き推敲の所産として、傲然之を刑法の範圍に於ける伊太利の大傳統たる價值有りと稱することを得るものなり、根本法律概念の最も正確にして且深遠なる判断に因り法典は刑法の研究に新なる衝動を與ふべく、又往々にして不當に最も理會し易く且適用し易しと思料せらる此法學の分枝に威信を添ふべし

罪の豫防の正規手段たる保安處分の編入に因り強固と成れる刑事保護に基き、犯罪性に對する國家の闘争は一層有效と成るべし

拔群なる一文章家の忠告に基き廣汎なる言語學より特に補助せられたる法則の編纂は亦法典に價値を添ふべきを信す

新法典の適用の自己に委託せられたる崇高なる使命を熟知し十分豫習したる裁判官を要するは疑を存せず然れども學識修練及び性格に因り優秀なるもの一たる伊太利の司法官が安全なる觀察と謹直なる良心とを以て、新立法が之を示し今や一層困難と成れる任務を完うすることは臣の確信する所なり

政策價値の卓越する刑事司法行政は斯の如き方法に依り不斷一層有效に國家の自強工作に寄與すべし、さも無くば國民に對する安全存せず、民族に對する偉大存せず

羅馬、一九三〇年一月十九日、Ⅷ年 Rocco

伊太利刑法典報告 終

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	米國ニ於ケル小年裁判所ト社會
第七號	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	英國及ラエリノ警察
第九號	一一、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	英國ノ判事及ました一論
第一二號	一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	大正一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞動裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	一二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法概観(附)丁秣ノ社會政策的立法概観
第二四號	一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集

たる提案及び勸告の大部分を採用したる其援助を以て爲せる長き推敲の所産として、概然之を刑法の範圍に於ける伊太利の大傳統たる價值有りと稱することを得るものなり、根本法律概念の最も正確にして且深遠なる判例に因り法典は刑法の研究に替なる活動を興ふべく、又法律にして不當に最も現行も易く其適用し易しと思料せらる此法律の分枝に感信を添ふべし

軍の豫防の正規手段たる保安用守の編入に因り歸國と成れる刑罰保護に基き、犯罪性に対する國家の關与は一層有效と成るべし

按詳なる一文章家の忠告に基き、廣汎なる言語學より特に補助せられたる法則の編纂は亦法典に價值を添ふべきを信す

舊法典の適用の自己に委証せられたる學問なる使命を熟知し十分豫習したる裁判官を要するは疑を存せず然れども學識修練及び性格に因り優秀なるもの一たる伊太利の司法官が安全なる觀察と正直なる良心とを以て、新立法が之を示しや一層固守と成れる任務を完うすることは固の確信する所なり

政策價値の卓越する刑事司法行政は斯の如き方法に依り不新一層有效に國家の自強工作に寄與すべし、さも無くば國民に對する安全存せず、民族に對する偉大存せず

羅馬一九三〇年一月十九日、VIII年 (1900)

伊太利刑法典報告 終

號數	年 月	司法資料表題
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	米國ニ於ケル小年裁判所ト社會
第七號	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	英國及ラエーの予ノ警察
第九號	一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	英國ノ判事及ますた一論
第一二號	一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	大正一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	一二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集

第二九號大正一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法
第三〇號〃一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號〃一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號〃一二、一一	司法制度改良論
第三三號〃一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號〃一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ伊、白、蘭國ニ關スル立法例(佛、伊、白、蘭國ニ關スル立法例)
第三五號〃一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ瑞西ニ關スル立法例(埃國及瑞西ニ關スル立法例)
第三六號〃一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ瑞典、諾威ニ關スル立法例(ノル、瑞典、諾威ニ關スル立法例)
第三七號〃一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及手續ニ於テニ於ケル刑事手續
第三八號〃一三、二	佛國借家借地法
第三九號〃一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ加奈陀ニ關スル立法例(英國、加奈陀ニ關スル立法例)
第四〇號〃一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號〃一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ南亞ニ關スル立法例(南亞ニ關スル立法例)
第四二號大正一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(澳洲ニ關スル立法例)
第四三號〃一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(米國ニ關スル立法例)
第四四號〃一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事訴訟制度
第四五號〃一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)
第四六號〃一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號〃一三、六	瑞西辯護士法
第四八號〃一三、七	露西亞事情
第四九號〃一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號〃一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號〃一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號〃一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號〃一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號〃一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號〃一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及刑事手續ニ關スル法令

第五六號大正一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號〃一三、一一	獨逸國勞働契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文
第五八號〃一三、一二	米國少年裁判法
第五九號〃一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號〃一四、一	不定期刑言渡ノ制度
六一號〃一四、一	改善不能性犯人ノ所遇
六二號〃一四、二	英國刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
六三號〃一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
六四號〃一四、三	獨逸國後見制度(前編)
六五號〃一四、三	獨逸國後見制度(後編)
六六號〃一四、四	刑ノ執行猶豫制度
六七號〃一四、四	假釋放
六八號〃一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セザル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録
六九號〃一四、五	諸國ノ刑法草案
第七〇號〃一四、六	英國司法警察論
第七一號大正一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
七十二號〃一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
七三號〃一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
七四號〃一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
七五號〃一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
七六號〃一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
七七號〃一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
七八號〃一四、一〇	佛蘭西ノ政治組織(現代佛蘭西ノ政治、行政及司法制度ノ概観)
七九號〃一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)
八〇號〃一四、一二	刑罰ニ關スル制度(其二)
八一號〃一五、一	北米合衆國ノ刑事裁判(其一)
八二號〃一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
八三號〃一五、三	北米合衆國ノ刑事裁判(其二)
八四號〃一五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)

第八五號	大正一五、五	陪審制度視察報告書集(附)が るその教授述陪審制度論
第八六號	一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	一五、九	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第三篇)
第九三號	一五、九	刑罰に關する制度(其六)完
第九四號	一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等 に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	一五、一一	佛國裁判制度 第一(治安裁判 所の組織及權限)
第九八號	一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控 訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	昭和二	公の秩序に對する犯罪に關する 比較法論(其一)
第一〇二號	昭和二	公の秩序に對する犯罪に關する 比較法論(其二)
第一〇三號	昭和二	英國陪審の組織資格選定召集等 に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)
第一〇四號	昭和三	司法ニ關スル法制
第一〇五號	昭和三	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第四篇)
第一〇六號	昭和三	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第五篇)完
第一〇七號	昭和三	保安處分
第一〇八號	昭和三	陪審裁判所に於ける發問(總則 篇)
第一〇九號	昭和三	陪審裁判所に於ける發問(各論 篇)
第一一〇號	昭和三	ケイト・ウエブスター事件の陪 審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	昭和三	單獨判官と司法官制
第一一二號	昭和三	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	昭和三	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	昭和三	佛國刑事裁判所の組織及び司法 警察
第一一五號	昭和三	チエツコ・スロウアキア共和國 の刑法草案及同理由書(總則 篇)
第一一六號	昭和三	米國の勞働法制(上)

第一一七號	昭和三	米國の勞働法制(下)
第一一八號	昭和三	刑法草案集(瑞西一九一八年案、 奧一九二二年案、伊一九二二年 案)
第一一九號	昭和三	チエツコ・スロウアキア共和國 の刑法草案及同理由書(各 論篇)
第一二〇號	昭和三	佛國陪審に於ける發問の方式と その判例
第一二一號	昭和三	賭博に關する調査
第一二二號	昭和三	佛國の檢察制度
第一二三號	昭和三	フレデリック・バイウオーター ス及エデイス・トムソン事件の 陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一二四號	昭和三	一九二七年獨逸刑法草案並に理 由書(總則篇)
第一二五號	昭和三	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	昭和三	一九二七年獨逸刑法草案並に理 由書(各論篇)
第一二七號	昭和三	刑法改正に關する比較法制資料 (前篇)
第一二八號	昭和三	刑法改正に關する比較法制資料 (中、後篇)
第一二九號	昭和三	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一三〇號	昭和三	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	昭和三	ソウイエット露西亞の法制(前 篇)
第一三二號	昭和三	ソウイエット露西亞の法制(後 篇)
第一三三號	昭和三	限定責任能力者社會上危險なる 精神病者及犯罪的常習飲酒者に 對する處遇
第一三四號	昭和三	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	昭和三	治安判事論
第一三六號	昭和三	各國政府の報告に據る私生子の 地位に關する研究
第一三七號	昭和三	刑の量定(前篇)
第一三八號	昭和三	刑の量定(後篇)
第一三九號	昭和三	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	昭和三	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	昭和三	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	昭和三	德川禁令考後案(第一帙)
第一四三號	昭和三	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	昭和三	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	昭和三	ソウイエット露西亞民法(前篇)
第一四六號	昭和三	ソウイエット露西亞民法(後篇)
第一四七號	昭和三	アメリカ合衆國に於ける少年裁 判所
第一四八號	昭和三	ソウイエット露西亞刑法

第一四九號	昭和	五、二	ソヴェエト露西亞裁判所構成 法 刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	〃	五、三	英米獨佛の手形法及小切手法
第一五一號	〃	五、四	德川禁令考後案(第二帙)
第一五二號	〃	五、五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃	五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃	五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一五五號	〃	五、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案 理由書
第一五六號	〃	五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	〃	五、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	〃	五、一一	國際行刑會議報告書集 七
第一五九號	〃	五、一二	德川禁令考後案(第三帙)
第一六〇號	〃	六、一	少年保護司指針
第一六一號	〃	六、二	米國イリノイ州に於ける不定期 刑言渡並に假釋放に關する調査 州刑法(前篇)
第一六二號	〃	六、五	一九二九年未現行カリホルニヤ 州刑法(前篇)
第一六三號	〃	六、七	一九二九年未現行カリホルニヤ 州刑法(後篇)
第一六四號	〃	六、八	佛國司法制度(前篇)
第一六五號	〃	六、九	佛國司法制度(後篇)
第一六六號	〃	六、一〇	德川禁令考後案(第四帙)
第一六七號	昭和	七、一	支那歷代刑事法制的思想 上卷 〔大學衍義補〕慎刑憲篇
第一六八號	〃	七、二	支那歷代刑事法制的思想 下卷 〔大學衍義補〕慎刑憲篇
第一六九號	〃	七、四	司法事務の經費節減、簡易化及 促進(獨逸裁判所書記同盟の改 革案)
第一七〇號	〃	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	〃	七、八	刑事事件集(附) 刑事事件起按 小手引
第一七二號	〃	七、一〇	ソヴェエト法の理論
第一七三號	〃	七、一二	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	〃	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	〃	八、五	民事事務修習の案
第一七六號	〃	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	〃	八、九	一九三一年獨逸新民訴訟法草 案並に說明書(一)
第一七八號	〃	八、一〇	一九三一年獨逸新民訴訟法草 案並に說明書(二)
第一七九號	〃	八、一一	搜查事務に就て
第一八〇號	〃	八、一二	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	〃	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三 〇年)
第一八二號	〃	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	〃	九、四	德川禁令考(第六帙)

第一八四號	昭和	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法 大臣の覺書)
第一八五號	〃	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關 係法令彙纂
第一八六號	〃	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	〃	九、九	德川 民事慣例集(人事ノ部) 時代
第一八八號	〃	九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫 備草案(總則)並にボイランド 改正刑法及ボイランド違警罪法
第一八九號	〃	九、一一	取締法規違反の定型(附)特別 刑法に於ける犯罪主體と刑罰主 體の異なる場合の歸納的觀察
第一九〇號	〃	九、一二	米國ユタ州に於ける不定期刑 言渡宣告猶豫及假釋放に關する 調査
第一九一號	〃	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現 行獨逸刑法典(附録重要附屬法 令)
第一九二號	〃	一〇、二	德川 民事慣例集(動産ノ部) 時代
第一九三號	〃	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟 法
第一九四號	〃	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	〃	一〇、五	ボイランド新民訴訟法(一九 三三年)
第一九六號	〃	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	昭和	一〇、七	ソヴェエト・ロシアは犯罪を 克服する
第一九八號	〃	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	〃	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利 重罪法院條例
第二〇〇號	〃	一〇、一〇	一九一二年第二回海牙萬國手 形法統一會議議事録
第二〇一號	〃	一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手 形及約束手形に付ての審査委員 會會議記録
第二〇二號	〃	一〇、一一	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	〃	一〇、一二	ユゴスラヴチヤ新民訴訟 法
第二〇四號	〃	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	〃	一一、一	德川 民事慣 不動産ノ部(上)
第二〇六號	〃	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	〃	一一、三	伊太利刑法典報告

14.5
54

終